

## 鎌倉市役所非常用発電機点検仕様書

非常用発電機について、受託者は下記の要領で点検等の業務を実施しなければならない。

第1条 非常用発電装置について、万一の非常時においてエンジンの始動失敗がないようにしなければならない。

第2条 施行場所

鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所

第3条 業務内容

(1) 対象設備

非常用自家発電機 ディーゼルエンジン (三菱電機)

(2) 点検内容

電気事業法及び消防法に基づく点検を実施するものとする。

- ・ 発電機制御盤外観点検・増締め点検
- ・ 発電機本体外観点検
- ・ 保護継電器試験
- ・ 発電機遮断器点検
- ・ エンジン外観点検・増締め点検
- ・ 燃料油量確認
- ・ 蓄電池設備点検
- ・ 保護連動試験
- ・ 無負荷運転確認
- ・ 運転時の起動・停止タイムスケジュール測定

第4条 契約期間を通して、事故、故障に対するサービス待機を行い、本機に障害が発生した場合、速やかに点検、保守にあたり、障害を復旧しなければならない。